

2007年 8月 吉日

出店要項

各位

理事長 加藤尚彦

1 提出書類

提出頂く書類は下記の通りです。ご記入の上、9月15日(土)迄に
郵送またはファックスにて NPO アジア子供教育基金協会宛に送付下さい。

< 食品調理・販売ブース >

- 1) 申込み用紙
- 2) 調理・加工食品届け(全メニューの調理法詳細)
- 3) テント内 設営仕様書(保健所審査用)

< 物販展・サービス事業ブース >

- 1) 申込み用紙
- 2) 販売食品届(全商品を記入)
- 3) 販売する商品の食品表示ラベルのコピー(全商品)

* 物産ブースにて試食・試飲を提供されます場合には、「出店要綱」及び食品を扱う行事の手引き」をご参照の上、必ず必要な設備をご用意下さい。

* 上記の期日までに申請書類が提出されていない出店者、または申請書に不備がある出店者には、9月15日(土)以降、アジア子供教育基金協会から連絡をさせていただきます。

2 出店ブース場所の決定方法

抽選で決定します。抽選権は、ブース出店数、支払日時 の順としますが、政府関連ブースの場所決めにつきましては必ずしもこの限りではありません。

3 会場設営・追加備品レンタル等、連絡先

4 出店規約

- 1) フェスティバル期間中に販売される料理、商品、並びにサービスはタイと関連のあるものとして下さい
- 2) 出店者は日本国内の諸法規、会場所管関係行政機関の政令・指導を遵守して下さい。
- 3) テント外での作業 並びに販売は禁止します。
- 4) 出店料に含まれない備品・装飾品を持ち込まれる場合には、持込み備品、装飾品が日本国内 並びに 所管行政機関の規定する基準に合致したものである事を

確認して下さい。

- 5) 出店料に含まれない備品・装飾品をレンタルされる場合には、出店者、レンタル業者当事者間で交渉、取決めを行って頂くものとし、主催者 並びに 実行委員会は当事者間における交渉、取決め、並びにレンタルに起因するトラブルには一切関知しないものとします。
- 6) 清掃
出店ブース内の管理、保守保全、並びに清掃は出店者の責任となります。
ブース内、並びに周辺は常に清潔な状態にして下さい。ゴミは各日、フェスティバル終了後に、指定の場所に捨てて下さい。また会場の排水溝には絶対に流さないようにして下さい。
- 7) 上記6)にも関わらず、実行委員会にてブースの中、周辺の清掃がなされていないと判断した場合、清掃業者に清掃を行わせる場合があります。同際には清掃費用を請求させていただきます。
- 8) ブース別出店規約 1 . 食品調理・販売ブース
1ブースあたり販売可能な料理の種類は4種類までとします
出店者は販売する全料理の調理手順を記入した書類を事前に提出して下さい。
* 提出書類は説明会当日に会場配布します。尚、書類提出後の料理の変更は当日の販売も含め一切不可能ですので予めご了承下さい。
出店者は料理に防塵カバーを付ける等、日本国内の衛生基準に従って下さい。
* 食材や調理器具の保管については、事前にお知らせする西保健所の衛生規則に従って頂きます。
* 当日は西保健所の係官が各ブースを訪問し、事前に提出頂いた書類通りの料理を調理・販売しているか、衛生基準に沿った運営がなされているか確認します。
* 適切でないと判断された出店者に対しては、実行委員会、西保健所にて販売の中止を命じることもあります。
料理の質・量・価格
適切な量・質を維持した本格的な味のタイ料理を販売して下さい。また全てのメニューと価格をブースの正面に掲示して下さい。
容器
可燃の紙製容器のみ使用可能
飲料の販売はできません。
- 9) ブース別出店規約規約 2 . 飲料販売ブース
飲料販売ブース出店者に限りアルコール、ノンアルコール・ドリンク販売を許可します。
* 持ち帰り用の飲料（冷蔵したものや栓を抜いたもの以外）については物販ブース販売可能です。
* 食品販売ブースではいかなる飲料の販売もできません。
* ビン入り飲料の販売はできません（飲料販売ブースではビンから紙コップに移し変えたものの販売は可能ですが、出店者に責任を持って空きビンの回収を行って頂きます。
ブース内には手洗いの為の水タンク、石鹸、ウェット・ティッシュ 並びに手洗い後の水を受けるポリバケツを用意して下さい。
- 10) ブース別販売規約 3 . 物販ブース
出店者は事前に販売する商品のリストと日本語表記の食品表示ラベル（品名、原材料名、内容量、原産国、賞味期限、保存方法、輸入者等が記載されているもの）のコピーを提出して頂きます。
* 提出書類は説明会当日に会場配布します。尚、書類提出後の販売商品の変更は当日の販売も含め一切不可能ですので予めご了承下さい。
出店者は日本国内諸法規、並びに会場所管行政機関の政令・指導に従って頂きます。

* 海外からの輸入品は日本国内の輸入規定に従い正式に輸入された商品に限り、販売可能です。

* 当日は西保健所の係官が各ブースを訪問し、事前に提出頂いた書類通りの商品（食品のみ対象）を販売しているか確認します。

* 適切でないと判断された出店者に対しては、実行委員会、西保健所にて販売の中止を命じることもあります。

物販ブースで試食・試飲を行う場合の必要備品は下記の通りです。

2層シンク

湯沸かし器

手洗いシンク

石鹸・ウェット・ティッシュ

果実販売

① 冷凍果実販売

* ブース内には手洗いの為の水タンク、石鹸、ウェット・ティッシュ 並びに手洗い後の水を受けるポリバケツを用意して下さい。

② カット・フルーツ販売

* ブース内には手洗いの為の水タンク、石鹸、ウェット・ティッシュ 並びに手洗い後の水を受けるポリバケツを用意して下さい。

* ブース内での皮むきは禁止です（食品調理・販売ブースの範疇となります）

* 保健所で許可されている施設にて事前に皮をむき、食べられる状態で清潔な容器に入れ、会場に持ち込んで下さい。

11) 出店及び販売の中止

日本国内の諸法規、所管行政機関の政令・指導を遵守されない、または衛生上・提出書類上の不備を保健所から指摘される等を含め、行政機関から出店の中止を命ぜられた出店者に対して委員会にて出店の中止を命ずる事があります。

* 開催期間中の出店中止命令については如何なる場合でも出店料はお返し致しません。

本出店規約の遵守も含め、委員会にて相応しくないと判断する出店希望者、または出店者に対してはフェスティバル開催前、開催期間中の如何を問わず、出店の中止を通告する事があります。

* 開催期間中の出店中止命令については如何なる場合でも出店料はお返し致しません。